

○奈良女子大学子育て支援Webシステム利用規程

(平成23年6月15日規程第15号)

奈良女子大学子育て支援Webシステム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、子育て支援を受けたい奈良女子大学（以下「本学」という。）の学生・職員等（以下「利用者」という。）と、子育て支援を志す者（以下「サポーター」という。）を組織化し、学業・職業と出産・育児等を両立させるための支援を、Webシステムを用いて行う奈良女子大学子育て支援Webシステムの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の奈良女子大学子育て支援Webシステムは「ならっこネット」と称する。

(利用者の資格及び登録)

第2条 利用者は、子育て支援が必要な満3ヶ月から小学校6年生までの子どもを有する本学の学生、職員、非常勤職員、研究員及び男女共同参画推進室女性研究者共助支援事業本部長（以下「本部長」という。）が認めた者とする。

2 利用者として登録しようとする者は、あらかじめ利用者登録申請書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(サポーターの資格及び登録)

第3条 サポーターとして登録しようとする者は、ならっこネットの目的をよく理解し、積極的に支援活動を行おうとする者でなければならない。

2 サポーターとして登録しようとする者は、あらかじめサポーター登録申請書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(利用者及びサポーターの登録の変更)

第4条 利用者及びサポーターは、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに変更届を提出しなければならない。

(利用者及びサポーターの登録の取消し)

第5条 登録を取り消そうとする者は、登録取消申請書により届出をしなければならない。

2 サポーター及び利用者が、本規程に違反したとき、または公序良俗に反する行為を行ったときは、本人に通知することなく登録を取り消すことができる。

3 利用者がその資格を失ったときは、本人に通知して登録を取り消すものとする。

(支援の内容)

第6条 ならっこネットによる支援（以下「支援」という。）の内容は、次のとおりとし、別途定めた手順（以下「所定の手順」という。）に従って行うものとする。

- (1) サポーターが、あらかじめ登録された施設の間で行う利用者の子どもの送迎
- (2) サポーターが、あらかじめ登録された施設において行う利用者の子どもの預かり
- (3) サポーターが、第1号及び前号にもとづき行う利用者の子どもの送迎及び預かり

- 2 前項に規定する施設は、保育所、幼稚園、小学校、学童保育所、塾、奈良女子大学託児支援室、サポーターの自宅及び利用者の自宅等をいい、利用者とその子どもの登録時に、あわせて登録するものとする。
- 3 第1項に規定する送迎については、登録施設間の送迎の道順及び使用する交通手段を、利用者とサポーターの両者が合意し、登録するものとする。
- 4 支援は、7時30分から22時の間において行うものとする。
- 5 宿泊を伴う支援は、行わないものとする。
- 6 支援は、原則として健康である子どもを対象とし、子供が学校伝染病に罹っている場合、法律に定める期間は支援を行わないものとする。
(支援の申込み等)

第7条 利用者が支援を受けようとするときは、所定の手順に従って申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みを受けたサポーターが、所定の手順に従い支援活動の受入れ処理を行ったときを支援契約の成立とする。
- 3 支援契約成立後に、利用者が支援依頼の内容の変更や支援依頼の取り消しを行おうとするときは、所定の手順に従って変更または取り消しを行わなければならない。
(支援終了の確認及び経費・実費の支払い)

第8条 利用者及びサポーターは、支援が終了した時、所定の手順に従い支援終了手続きを行う。利用者は、支援終了確認後、サポーターに対して別途定められた経費と交通費等の実費を支払うものとする。
(キャンセル料)

第9条 支援契約成立後に、利用者が支援依頼を取消したときは、キャンセル料が発生することがある。この場合において、利用者は別途定められたキャンセル料を、サポーターに対して支払わなければならない。
(事故の対応)

第10条 支援活動中に事故等が発生したときは、サポーターは速やかに利用者と本部長に連絡し、指示を受けるとともに、必要な措置を講じなければならない。
(不測時の補償)

第11条 支援中の事故に対応するため、本学は保険に加入し、保険料を負担するものとする。
2 利用者及びサポーターは、不測の事態が生じても、本学が加入する保険以外の補償をサポーター、利用者及び本学に求めないこととする。
3. 利用者とサポーターが所定の手順を遵守していない場合に不測の事態が生じても、本学は一切の責任を負わないものとする。
(管理運営責任者等)

第12条 ならっこネットの管理運営責任者は本部長とする。

- 2 ならっこネットの管理運営等に関する事務は、関係部局等の協力を得て、総務・企画

課において処理する。

(個人情報の保持)

第13条 利用者、サポーター及びならっこネットの管理運営に携わる者は、支援活動等により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(遵守事項)

第14条 利用者は支援依頼内容以外のことをサポーターに求めてはならない。

2 事故での損害については、当事者間で解決しなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、ならっこネットに関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月15日から施行する。